

青風荘上級試験範囲一覧		
第1分野	精神保健福祉法(2)	障害の等級と判定基準
		手帳制度のメリットについて説明指導
第2分野	施設運営に関する事項(4)	施設整備基準
		秘密保持の確立方法
		苦情処理体制の管理方法
		青風荘と青山荘の違いに関する説明
第3分野	施設運営規定(3)	利用対象者の基準
		利用料説明方法の指導
		緊急時体制の指導
第4分野	運営費補助金要綱(2)	補助金申請書作成の確認
		実施指導対応
第5分野	介護保険(1)	青風荘入所者で介護認定の対象となる場合の対応
第6分野	援助指導(5)	幻覚の観察視点
		妄想の観察視点
		抑うつ of 観察視点
		不安に対する対応
		無為自閉の対応
第7分野	感染予防	施設内感染予防
第8分野	スタッフ教育	個人指導
		集団指導

青風荘 上級 第1分野 精神保健福祉法

	解説	障害の等級と判定基準 入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。 在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。 家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。 親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。 日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。 金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである 支援策 通院医療費の公費負担：手帳所持者は、申請手続きが簡便化されます。(申請にあたっての医師の診断書及び判定が不要となります。)なお、手帳交付と通院医療費公費負担の申請は同時にできます。 生活保護の障害者加算：1級または2級の手帳所持者は、生活保護の障害者加算の認定が受けられます。 税制上の優遇措置 老人医療の適用：65歳以上75歳未満で1級または2級の手帳所持者は、老人医療が受けられます。 県立文化施設等の利用料の減免措置 NTT番号案内無料措置：精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の所持者は、NTT番号案内無料サービスが受けられます。 携帯電話の基本使用料等の割引：精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の所持者は、携帯電話の基本使用料等の割引を受けられる場合があります。
1	障害の等級と判定基準	
	例題	1級の基準として日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとあるが具体的には在宅患者の状態か説明してください
	解答	在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。
2	例題	手帳取得による受けられる支援策生活保護について説明してください
	解答	支援策 生活保護の障害者加算：1級または2級の手帳所持者は、生活保護の障害者加算の認定が受けられます。

青風荘 上級 第2分野 施設運営に関する事項

	解説	13. 構造・設備 (1)福祉ホームB型の構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び安全に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。 (2)福祉ホームB型は、消火設備その他非常災害に備えるため必要な設備を備えなければならない。 (3)福祉ホームB型の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。 (4)福祉ホームB型の建物面積は、原則として入居者1人につき23.3㎡以上とすること。 (5)福祉ホームB型に必要な設備は、次のとおりとする。 ア、居室 イ、相談、指導室 ウ、調理室 エ、浴室 オ、洗面所 カ、便所 キ、管理人室ク、事務室 (6)前項に掲げる設備については、次のとおりとする。 ア 居室 原則として1人部屋とし、入居者1人当たりの居室の床面積は収納設備、調理設備等を除き8.0㎡以上とすること。 ただし、長期療養の環境に配慮されていれば複数人の居室を設置することができる。 プライバシーの保護が必要とされるが秘密保持の確立の為にサービス規定で退職後も知りえた事項を他に漏らしてはいけない事を規定する必要がある。施設の運営規定・サービス規律に退職後の守秘義務に関して明示している。 施設内の利用者に対するサービス提供が公平であるのか閉鎖的な状況で情報の操作の防止をしよりよいサービス提供に結びつける為に実施。現在、田面木地区社協会長と行政書士に委嘱している。 青山荘は精神障害者の生活訓練施設であり社会復帰するための様々な生活技術を習得する場であるが青風荘は社会復帰施設ではあるが福祉ホームB型という名称となる以前は精神疾患による長期在院患者の解消目的として制度化されたもの。精神障害により自立した生活が出来ない障害者に対して社会参加の場を与え、その生活の質の向上を図る施設である。
		1 施設整備基準
		例題 入居者1人につき必要とする建物面積は入所者1人に付何平方メートル以上必要であるか説明してください。 解答 建物面積は、原則として入居者1人につき23.3㎡以上とすること。
		2 秘密保持
		例題 秘密保持の確立の為に具体的な方策を説明しなさい。 解答 秘密保持の確立の為にサービス規定で退職後も知りえた事項を他に漏らしてはいけない事を規定する必要がある。
3	苦情処理	
	例題 施設の苦情処理体制の第三者委員の必要性について 解答 施設内の利用者に対するサービス提供が公平であるのか閉鎖的な状況で情報の操作の防止をしよりよいサービス提供に結びつける為に実施。	
4	運営目的	
	例題 青風荘と青山荘の運営目的の違い 解答 青山荘は精神障害者の生活訓練施設であり社会復帰するための様々な生活技術を習得する場であるが青風荘は社会復帰施設ではあるが精神障害により自立した生活が出来ない障害者に対して社会参加の場を与え、その生活の質の向上を図る施設である。	

青風荘 上級 第3分野 施設運営規定

	解説	自立が原則として必要な事項としては歩行・食事・排泄・着替え・入浴・会話又は筆談での意思の伝達可能 【身体の状態】 視力 普通又は新聞などの字が読めるが長くは読めないレベル以上。 聴力 普通又は心もち大声で言わないと聞こえないレベル以上。 発語 普通又は聞き取りにくいが努力して聞けば理解して聞けるレベル以上。 【精神の状態】 失見当識 無 徘徊 無 健忘 無又は稀に見られる 理解度 普通又はほとんど理解してくれるが時々的外れる。 妄想 無又は妄想があっても日常生活の明らかな妨げにならない。 幻覚 無又は幻覚があっても日常生活の明らかな妨げにならない。 興奮 無又はあっても一時的で暴力などの極端な行動化はしない。 暴力行為 無 不眠 無又はあっても一時的であったり、服薬調整で解決できる。 敵意・猜疑心 無又はあっても一時的であったり、話し合いで解決できる 施設と利用者個人との契約書による。契約の際に入居に伴う光熱水費・食費・行事費用などの個人負担額の明示された書面で説明する。 試算表を利用して利用料の月単位での経費負担を提示して利用者の理解を得る。 無断外出などで所在が不明な場合は家族に連絡し搜索願提出する事を説明する。搜索願は居住地の警察署の生活安全課に対象者顔写真と搜索願を出す者の印鑑を持参する。普段から外出時の服装・所持金・態度の変化など確認しておくことも重要である。また、本人の所在が確認できた場合は生活安全課に連絡
1	対象者に関して	例題 青風荘の利用対象者の精神症状条件 解答 失見当識 無 徘徊 無 健忘 無又は稀に見られる 理解度 普通又はほとんど理解してくれるが時々的外れる。 妄想 無又は妄想があっても日常生活の明らかな妨げにならない。 幻覚 無又は幻覚があっても日常生活の明らかな妨げにならない。 興奮 無又はあっても一時的で暴力などの極端な行動化はしない。 暴力行為 無 不眠 無又はあっても一時的であったり、服薬調整で解決できる。 敵意・猜疑心 無又はあっても一時的であったり、話し合いで解決できる
2	利用料の説明方法	例題 利用料の説明時の留意点について説明してください 解答 施設と利用者個人との契約書による。契約の際に入居に伴う光熱水費・食費・行事費用などの個人負担額の明示された書面で説明する
3	緊急時体制	例題 外出して所定時間内に本人が戻らなかった場合の対処 解答 無断外出などで所在が不明な場合は家族に連絡し搜索願提出する事を説明する。搜索願は居住地の警察署の生活安全課に対象者顔写真と搜索願を出す者の印鑑を持参する。

青風荘 上級 第4分野 運営費補助金要綱

	解説	補助金の概算払いの請求書の提出の仕方について 年額を四半期に分けて4月～6月分・7月～9月分・10月～12月分・1月～3月分として請求する。請求する際には 施設運営補助金の交付決定通知書の日付と交付文書番号を確認して請求書作成する 概算払い金額の残額の確認 四半期毎の概算払い請求書 概算払い請求書には交付決定通知番号を明記する。 本年度の補助金総額は約19,000,000円 実地指導 諸規定書類 人事労務関係書類 職員会議記録 職員研修記録 防災関係に対する記録 利用者処遇に関する書類として入所者名簿・ケース記録(経過録)・業務日誌・計画表・入所契約書・協力病院契約書が必要
1	補助金申請	
	例題	補助金申請の確認事項
	解答	四半期毎の概算払い請求書 概算払い請求書には交付決定通知番号を明記する。 本年度の補助金総額は約19,000,000円
2	実施指導	
	例題	実地指導に整備する書類
	解答	諸規定書類 人事労務関係書類 職員会議記録 職員研修記録 防災関係に対する記録 利用者処遇に関する書類として入所者名簿・ケース記録(経過録)・業務日誌・計画表・入所契約書・協力病院契約書が必要

青風荘 上級 第5分野 介護保険

解説	要介護者 の認定を受けて痴呆症状や常に身体的な介護が必要となり、共同生活に支障が生じる恐れがあるときは退所判定会議により退所を検討し症状に応じた施設を紹介する。要介護者 ・要介護状態にある65歳以上の者 ・要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因が特定疾病による者						
1	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="285 376 448 409">介護保険対象者</td><td data-bbox="448 376 1426 409"></td></tr> <tr> <td data-bbox="285 409 448 443">例題</td><td data-bbox="448 409 1426 443">青風荘入所者で退所検討が必要な介護保険対象となる場合の対応</td></tr> <tr> <td data-bbox="285 443 448 582">解答</td><td data-bbox="448 443 1426 582"> 要介護者 の認定を受けて痴呆症状や常に身体的な介護が必要となり、共同生活に支障が生じる恐れがあるときは退所判定会議により退所を検討し症状に応じた施設を紹介する。 </td></tr> </table>	介護保険対象者		例題	青風荘入所者で退所検討が必要な介護保険対象となる場合の対応	解答	要介護者 の認定を受けて痴呆症状や常に身体的な介護が必要となり、共同生活に支障が生じる恐れがあるときは退所判定会議により退所を検討し症状に応じた施設を紹介する。
介護保険対象者							
例題	青風荘入所者で退所検討が必要な介護保険対象となる場合の対応						
解答	要介護者 の認定を受けて痴呆症状や常に身体的な介護が必要となり、共同生活に支障が生じる恐れがあるときは退所判定会議により退所を検討し症状に応じた施設を紹介する。						

		幻覚の観察視点 ・幻覚の状況(幻覚の内容と変化) ・幻覚出現時の状態(独語, 突笑, 何かに聞き入るような様子) ・表情, 外観, 服装(特に無表情, 無頓着な服装など) ・動作, 態度(破壊行為, 落ち着きのなさ, まとまりのない動き) ・自傷・他害行為 ・話し方(内容, 話の流れ・透さ, 声の調子, 声の大きさ, 支離滅裂な会話) ・睡眠状態(睡眠障害の有無と程度) ・対人関係(依存的, 凝心, 攻撃的) ・身体症状 妄想の観察視点 ・妄想の状況(妄想の内容と変化) ・妄想の発生の仕方(一過性・持続性) ・表情, 外観, 服装 ・動作, 態度 ・自傷・他害行為 ・話し方 ・妄想が日常生活に及ぼす影響(食事や水分摂取状況, 排泄行動, 清潔行動, 活動状況, 睡眠状況, 生活行動における縮小の有無) ・対人関係(言語的・非言語的な攻撃的行為, 対人トラブル) ・自己破壊的行動(自殺企図) 抑うつを観察の視点 (1) 気分の面 ・気分のあり方や不安, 焦燥の強さ ・劣等感, 絶望感, 不健康感 ・無感情 (2) 思考の面 ・思考の理解(思考抑制・制止) ・否定的, 虚無的, 断念的, 悲観的 ・思考の内容や強さ(罪業・心気・貧困妄想) (3) 意欲・行動面 ・意欲低下, 制止の程度 ・自殺念慮の内容と強さ ・日内変動 ・日常生活との関係と影響 (4) 身体面 ・全身状態 ・睡眠(不眠の状況→入眠障害, 浅眠, 中途覚醒, の有無) ・活動状況 ・食事(食欲の低下, 食事摂取量, 体重の変動) 解説 不安に関するケアのポイント (1) 不安の徴候, 内容, 原因を早期に把握する 不安の兆しを察知し, 解決の糸口をつかむ. 不安の対象は何か, 入院に対するものなのか, 病状や治療に関する不安なのかを見きわめることが重要である. 状況によっては, 利用者自身が不安を明らかにできるよう, 励ましながらか共に話し合う. (2) 不安を表出できるように職員は受容的・共感的態度で接する 利用者が不安を訴えてきた場合, 職員はゆったりと落ち着いた態度で利用者の話に耳を傾け, 利用者が話しやすい雰囲気づくりを心がける.
--	--	---

		強迫に関するケアのポイント (1) 利用者の言動・表情，強迫観念や強迫行為の内容や状況，身体的な例題，生活上の障害などについて観察する (2) 利用者の不安が軽減するような援助をする 強迫行為を止めさせようと利用者の行為を妨害したり，叱責したりしない。 利用者と接するときは，利用者のつらさを受け止め，支持的，受容的態度で接する。 利用者の関心のある事柄について，言葉で表現するように働きかけ，現実的に認識することを促す。 (3) 強迫観念や強迫行為を保証する
		操作に関するケアのポイント (1) 利用者の言動・表情を綿密に観察する (2) 利用者の不適切な行動化による自己表現を言語化できる状況をつくる (3) 利用者の操作に巻き込まれないよう一貫性のある中立的な態度で関わる (4) 生活の立て直しに向けて，行動を現実的に評価できるように援助する 操作を用いない対人関係を学習するように励ます。 問題行動がおさまった後，静かに話し合える機会を通じて，例題行動や感情について話をするように励ます。この振り返りによって自分の行為や思考，感情を意識化していく。
		無為自閉に関するケアのポイント (1) 利用者のペースに合わせ，繰り返し働きかける 利用者の心の動きや状況に合わせ，焦らず，根気よく関わるのが大切である。 (2) 基本的な日常生活習慣が自立できるように働きかける 身体および身辺が不潔になりやすいので，利用者の状態および反応をみながら，身体の清潔，身辺の整理など，生活リズム獲得のための生活指導を行う。 (3) レクリエーション，作業療法などへの参加を促す (4) 利用者に安心感を与えるように心がけ，利用者と共に行動し，信頼関係を確立する
1	幻覚の観察視点	
	例題	幻覚出現時の観察視点
	解答	・幻覚出現時の状態(独語，突笑，何かに聞き入るような様子)
2	妄想の観察視点	
	例題	妄想が日常生活に及ぼす影響の観察視点
	解答	・妄想が日常生活に及ぼす影響(食事や水分摂取状況，排泄行動，清潔行動，活動状況，睡眠状況，生活行動における縮小の有無)
3	抑うつを観察視点	
	例題	抑うつの観察で意欲行動面の視点を説明
	解答	観察の視点 (3) 意欲・行動面 ・意欲低下，制止の程度 ・自殺念慮の内容と強さ ・日内変動 ・日常生活との関係と影響
4	不安に対する対応	
	例題	不安に関するケアとして不安徴候把握のポイント
	解答	ケアのポイント (1) 不安の徴候，内容，原因を早期に把握する 不安の兆しを察知し，解決の糸口をつかむ。不安の対象は何か，入院に対するものなのか，病状や治療に関する不安なのかを見きわめることが重要である。状況によっては，利用者自身が不安を明らかにできるよう，励ましながら共に話し合う。

5	強迫に対する対応	
	例題	強迫による利用者の不安軽減のケアポイント
	解答	(2) 利用者の不安が軽減するような援助をする 強迫行為を止めさせようと利用者の行為を妨害したり、叱責したりしない。 利用者と接するときは、利用者のつらさを受け止め、支持的、受容的態度で接する。 利用者の関心のある事柄について、言葉で表現するように働きかけ、現実的に認識することを促す。
6	無為自閉の対応	
	例題	無為自閉に対するケアポイント
	解答	(1) 利用者のペースに合わせ、繰り返し働きかける 利用者の心の動きや状況に合わせ、焦らず、根気よく関わる大切である。

青風荘 上級 第7分野 感染予防

	解説	施設入所者に対して、予防接種の意義、有効性、副反応の可能性等を十分に説明して同意を得た上で、積極的に予防接種の機会を提供するとともに、接種を希望する者には円滑に接種がなされる様に配慮することが重要である。また、予防接種の効果があるのは、おおむね、接種2週間後から5ヶ月間と言われており、通常の流行期は1～2月であることから、接種時期は12月中旬までに行うことが好ましい。施設入所者の日常の健康管理に注意し、予防接種以外の一般的な予防に留意する。特に、定期的な健康チェックにおいて、入所時に引き続き、心肺系の慢性疾患、糖尿病、腎疾患等の経過観察を適時行い、施設内において誰が高危険群に属しているかの確に把握しておく必要がある。
1	施設内感染予防	
	例題	インフルエンザ感染予防の要点
	解答	施設入所者に対して、予防接種の意義、有効性、副反応の可能性等を十分に説明して同意を得た上で、積極的に予防接種の機会を提供するとともに、接種を希望する者には円滑に接種がなされる様に配慮することが重要である。また、予防接種の効果があるのは、おおむね、接種2週間後から5ヶ月間と言われており、通常の流行期は1～2月であることから、接種時期は12月中旬までに行うことが好ましい。

青風荘 上級 第8分野 スタッフ教育

	解説	職場で管理監督者が個別指導が必要な場合についてア、例題発生のおそれがある場合 イ、執務態度が悪く意欲に欠ける場合 ウ、職務内容が変わる場合 エ、潜在能力の開発向上を図る場合るとき
		職場で管理監督者が集団指導が必要な場合について 施設の基本方針が定められた場合 職場に関する法令等の改正があった場合 職場として仕事の進め方に変更又は、例題があった場合 職場風土に例題(規律の欠如、なれあい、責任転嫁等)が生じた場合 職場全体のモラルやモラルが低下した場合 利用者対応等の接遇態度を高める必要が生じた場合 職場の人間関係やチームワークが悪い場合 必要な情報が伝達されなかったり、私物化されている場合 新しい機器を導入し、操作方法等を全員に周知する必要がある場合
1	個別指導	
	例題	職場で管理監督者が個別指導が必要な場合について
	解答	ア、例題発生のおそれがある場合 イ、執務態度が悪く意欲に欠ける場合 ウ、職務内容が変わる場合 エ、潜在能力の開発向上を図る場合るとき
2	集団指導	
	例題	職場で管理監督者が集団指導が必要な場合について
	解答	施設の基本方針が定められた場合 職場に関する法令等の改正があった場合 職場として仕事の進め方に変更又は、例題があった場合 職場風土に例題(規律の欠如、なれあい、責任転嫁等)が生じた場合 職場全体のモラルやモラルが低下した場合 利用者対応等の接遇態度を高める必要が生じた場合 職場の人間関係やチームワークが悪い場合 必要な情報が伝達されなかったり、私物化されている場合 新しい機器を導入し、操作方法等を全員に周知する必要がある場合